

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第 5 級に該当すると
して、障害等級第 8 級として認定した原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、土木作業員として就労中、平成〇年〇月〇日に特別養護老人ホーム新築工事
現場において雨水管敷設終了後埋め戻し作業を行っていた際、重機オペレータの操作によ
り油圧ショベルのバケツが動き、請求人の頭部に接触、負傷した。

請求人は、同日、〇センターに救急搬送され、傷病名「頭部外傷Ⅲ型、頭蓋骨骨折、左
頬骨骨折、左視神経損傷、急性硬膜下血腫他」と診断され入院治療を受けた後、〇病院に
転院し、加療の結果、平成〇年〇月〇日治癒したものである。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、
監督署長は、請求人の障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令
第 22 号。以下「労災則」という。）別表第 1 に定める障害等級表（以下「障害等級表」と
いう。）上の障害等級第 8 級に該当するものと認定し、同等級に応じる障害補償給付を支給
する旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

左眼失明により 8 級と認定されたが、脊髄損傷による両手麻痺を合併障害として扱うべ
きである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

(1) 請求人の所訴

自覚症状は予診表のとおりである。

時々左耳の後ろの辺りが痛くなる。左眼は全く見えない。被災前は、眼に異常はなかつ
た。右眼もぼやけたり、2 重に見えていたが今は大丈夫である。両手がしびれる。

(2) 障害の状態

ア 外見上、左側頭部に 20 cm の術創を認めるが、他人をして醜いと思わせる程度
ではなく、人目につく程度とは認められず、醜状障害に該当するには至らない。

イ CT 及び医証から、左頬骨骨折・側頭骨骨折・顔面神経麻痺・左視神経管骨折を
認める。

ウ 左眼視力について、光覚（－）、対光反射認めず、失明であることが確認できる（右
眼矯正視力 0.8）。

エ 各関節の運動制限は認めず、正常であることが確認できる。

以上から、左眼を「1 眼が失明し、又は 1 眼の視力が 0.02 以下になったもの」（第 8 級

の1)と認定した。

請求人は、脊髄損傷による両手麻痺を合併障害として扱うべきであると申し立てているが、請求人に残存する神経症状の程度は、請求人の所訴からは両手がしびれるとの訴えのみであり、各関節可動域も正常であり、医証からも脊髄損傷との診断はされてはならず、脊髄及び脳の障害による身体性機能障害の状態とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 両手麻痺について

労災病院医師は、鑑定書において、同病院で施行した頸椎MRI所見について「C5/6レベルで脊髄が前後から圧迫をされており、T2強調画像において同レベルでの髄内高輝度変化を認めた。」としており、診察上も「両手とも典型的な痙攣性麻痺の所見を呈しており、両下肢に腱反射の亢進はあるものの下肢の自覚症状は軽度で、上肢症状が主体の典型的な中心性頸髄損傷の像（C7からT1髄節の障害）を呈しており、MRI上で臨床所見に合致する所見を認める。」としている。そして、受傷前の就労状況や請求人の供述より、「当該外傷で中心性頸髄損傷が発生したと判断して良いと考える。」と意見しており、請求人の両手の巧緻障害について、「中心性頸髄損傷により軽度の麻痺が両上肢に存在する」との見解を示しており、妥当なものと判断する。したがって、請求人の中心性頸髄損傷による障害の程度は「神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの」（障害等級第7級の3）に該当する。

(2) 頭蓋骨骨折及び左頬骨骨折による外貌の醜状について

左側頭部に線状痕、左眼窩上部・左頬に組織陥没が認められるが、線状痕は大部分が頭髮にかかる部分で、左眼窩上部も特に人目につく程度のものでは無い。左頬の組織陥没は正面視により顕著で、10円銅貨大の大きさが認められることより、改正省令による「外貌に著しい醜状を残すもの」（障害等級第7級の12）に該当する。

(3) 左耳の難聴の訴えについて

労災病院医師の鑑定では、両側の鼓膜には異常所見を認めず、純音聴力検査で左右耳ともに認められる難聴は加齢によるものと判断されており、各種検査結果において「日常生活上、支障を来すような障害は残存していないと考える。」と意見されていることより、負傷による聴力障害は認められないと判断される。

(4) 結論

以上より、平成〇年〇月〇日の業務上の負傷による残存障害については、左眼の視力障害第8級の1、神経系統の障害第7級の3及び外貌に係る醜状障害第7級の12を労災則第14条第3項の規定により併合の方法を用いて等級を定めると、併合等級第5級に該当すると判断される。

したがって、監督署長が請求人に対してした障害等級第8級に応じる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。